



## 《会計・税務の知識》 株主の経営参加権について

### はじめに

3月決算企業にとっては定時株主総会が終わり、一息つける時期かもしれませんが。今期の株主総会では、創業家やファンド等が会社側の議案に反意を表するという報道を多く目にしました。そこで本稿では、株主が有する権利のうち、会社の経営に参加することができる権利（以下、「共益権」）についてまとめたいと思います。

### 1. 共益権の種類

共益権は、大きく単独株主権と少数株主権の2つに分けられます。単独株主権とは、1株でも持つ株主が単独で行使することができる権利のことをいい、少数株主権とは、一定割合以上の議決権を有する株主にのみ認められている権利をいいます。

### 2. 単独株主権

単独株主権には、議決権のほか、定款、株主名簿等の閲覧謄写権等がありますが、以下では、最も代表的な株主総会における議決権について説明します。

株主は保有する株式数に応じて議決権が与えられており、株主総会における議決権の行使を通じて、会社の基本的事項の決定に参加することができます。

株主総会決議では、株主の頭数ではなく、保有する株式数を基準とした資本多数決制が採用されており、また、決議事項の性質や重要度に応じて以下のように要件が加重されています。

決議の種類	要件	決議事項
普通決議	議決権の過半数を有する株主が出席し(※1)、出席した株主の議決権の過半数	役員を選任・解任、取締役・監査役の報酬の決定、計算書類の承認、欠損填補のための減資、等
特別決議	議決権の過半数を有する株主が出席し(※2)、出席した株主の議決権の3分の2以上	定款の変更、減資(欠損填補除く)、事業の重要な一部又は全部の譲渡、一定の組織再編、解散、等
特殊決議Ⅰ	株主の(頭数で)半数以上かつ議決権の3分の2以上	全部の株式を譲渡制限とする定款変更、対価が譲渡制限株式会社である場合の一定の合併契約等の承認
特殊決議Ⅱ	株主の(頭数で)半数以上かつ議決権の4分の3以上	非公開会社が105条1項の内容につき株主ごとに異なる取り扱いを設けるときの定款変更

(※1) 定款の定めにより加重・軽減・排除することができます。

(※2) 定款の定めにより加重・軽減(3分の1まで)することができます。

### 3. 少数株主権

少数株主権には具体的には以下のようなものがあり、定款により要件を緩和することも可能です。

保有割合	内容
100分の1以上	総会の議題提案権、招集手続等のための検査役選任請求権、等
100分の3以上	会計帳簿閲覧請求権、株主総会招集請求権、役員解任の提起、等
10分の1以上	会社解散の訴えの提起

### 4. おわりに

いわゆる「物言う株主」が増えてきていると言われていますが、その発言に保有する議決権以上の影響力がある株主もいることから、会社経営に与える影響は大きいと考えます。

(担当：大山)